

平成二十二年四月五日提出
質問第三五三号

いわゆる砂川事件及び伊達判決に対する外務省の対応の変遷に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

いわゆる砂川事件及び伊達判決に対する外務省の対応の変遷に関する質問主意書

一九五七年七月八日、当時の東京都砂川町（現立川市）の米軍立川基地拡張のため、東京調達局が測量を行おうとした際、反対するデモ隊の何人かが基地に立ち入り、そのうち七人が刑事特別法違反の罪で逮捕・起訴されたいわゆる砂川事件に対し、一九五九年三月三十日、当時の伊達秋雄裁判長は東京地裁で、駐留米軍は日本国憲法第九条に違反するとし、後に伊達判決と言われる無罪判決を出した。この伊達判決が出された翌日、当時のマッカーサー駐日米国大使と藤山愛一郎外務大臣との会談（以下、「会談」という。）が行われ、マッカーサー大使より藤山大臣に対し、外交的圧力がかけられたと言われている。砂川事件の元被告や市民団体等は、これまで累次に渡り、外務省に対して右の会談記録等の情報開示を求めてきたが、同省は「記録がない」として開示を拒んでいたものの、本年四月三日の新聞報道では、同省はこれまでの姿勢を転換し、「会談」の事実を認め、その速記録を関係者に情報開示したことがわかったと報じられている。右を踏まえ、質問する。

一 外務省はこれまで「会談」の速記録はじめ関連文書の開示請求を何度受け、その度にどのような対応をとってきたのか、具体的な日にちも併せて明らかにされたい。

二 一の対応をとる際の責任者の任にあった者は誰か、その官職氏名を全て挙げられたい。

三 「会談」はあったのか。また、「会談」において、マツカーサー大使より藤山大臣に対し、伊達判決に対する懸念が表明され、東京高裁への控訴ではなく、最高裁へ跳躍上告すべきとの考えが伝えられたという事実はあったのか。

四 外務省は「会談」の速記録を、同省内におけるどのような検討の結果、誰の責任により、誰に渡しているのか説明されたい。

五 今回外務省として、「会談」の事実を認め、その速記録を四の者に渡すことを決めたのはなぜか。

六 一の者、ひいては外務省が、「会談」の事実を隠し、情報開示請求に対しても「記録がない」と嘘をつき続けてきたのはなぜか。またそれは適切であったか。岡田克也外務大臣の見解如何。

右質問する。